# 有田町国土強靭化地域計画

令和 4 年 3 月 (令和 6 年 3 月 改定)

有田町

# 目 次

I	基	[本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1	策定の趣旨	1
	2	策定の根拠	1
	3	基本目標	1
	4	国土強靭化基本計画との調和	2
	5	計画期間	2
П	梎	見定するリスク	3
	1	本町の特性	3
		(1) 位置・河川等	3
		(2) 地勢・地質	3
		(3) 河川	4
		(4)活断層	4
		(5) 気候	4
	2	過去の災害被害	4
	3	計画において想定するリスク	5
		(1) 豪雨・大雨(洪水)	5
		(2) 台風	6
		(3) 地すべり等	6
		(4) 竜巻	6
		(5) 地震	6
Ш	脈	色弱性評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	1	脆弱性評価について	7
	2	事前に備えるべき目標	8
		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	
	4	施策分野 1	0
	5	評価結果 1	О
IV	桶	近策分野ごとの推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	1
		行政機能・情報手段・組織	
		生活・環境・文教 1	
		保健医療・福祉	
		経済・産業 1	
		国土整備・交通 1	
V	1	·画の推進と不断の見直し	0

【別》	紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果	2 1
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	2 1
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2 6
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信・放送機能は	確保
す	る	2 8
4	大規模自然災害発生後であっても、町民生活や経済活動(サプライチェーンを含	きむ)
を	停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない	2 9
5	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる。	条件
を	整備する	3 2
Food	がらず 技体人民 ブルのほほはの気圧が用	9.4
₹万月月	紙2】施策分野ごとの脆弱性の評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
【別》	紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針	3 9
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	3 9
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	4 4
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信・放送機能は	確保
す	る る	4 7
4	大規模自然災害発生後であっても、町民生活や経済活動(サプライチェーンを含	まむ)
を	停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない	4 8
5	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる。	条件
を	整備する	5 2
Foot	or 4 및 사사하 // 따르 「타리 「파서바. 국가로」 ) 국고 2 ) 는 7 /때마니 라 부사 (5년	<b>-</b> 1
	紙4】施策分野「国土整備・交通」における個別事業一覧	
	街路・区画整理・都市再生事業	
	河川、ダム事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策事業、宅地耐震化事業	
5	住宅整備事業	
6	農業農村整備事業	
7	林道整備事業	
8	治山事業	
Ω	<b>化纤维水</b> 加理事業	6 9

### I 基本事項

#### 1 策定の趣旨

本計画は、近年みられる台風の大型化や集中豪雨の多発化、地震等による災害発生リスクの高まりから、本町においても大規模自然災害等に平時から備え、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な町・地域・経済社会を構築するため、町における国土強靱化に関する施策の総合的、計画的な推進を図るために策定する。

#### 2 策定の根拠

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下、「基本法」という。)第13条に基づく「国土強靭化地域計画」として策定する。

#### ≪参考≫基本法より

(国土強靱化地域計画)

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という。)を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

#### 3 基本目標

国土強靱化を推進する上で、国の国土強靭化基本計画(以下、「基本計画」 という。)及び佐賀県の国土強靭化地域計画が掲げる基本目標は普遍的なも のと考えられることから、本計画においても基本計画の基本目標を準用し、 次の4つの基本目標を設定する。

- (1)人命の保護が最大限図られること
- (2) 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

#### 4 国土強靭化基本計画との調和

本計画は、基本法第 14 条の規定を受け、国の基本計画と佐賀県国土強靭化地域計画との調和が保たれたものとなるように策定する。

#### ≪参考≫基本法より

(国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係)

第14条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれた ものでなければならない。

#### 5 計画期間

本計画は、国土強靭化に関する施策の指針として、町政の基本方針である「第2次有田町総合計画」と整合を取る必要があることから、計画期間は、令和2年度から「第2次有田町総合計画」の期間と同じく、令和9年度までの8年間とする。

ただし、令和 10 年度以降も、当該地域計画の内容を引き継ぎ、取り組みを 推進していくものとする。

今後、新たな有田町総合計画が策定された際は、それに合わせて、当該地域計画の内容と期間を変更することとする。

### Ⅱ 想定するリスク

#### 1 本町の特性

国土強靭化の取組を進めるに当たっては、本町が有する地勢・地質、気象等の特性を踏まえておく必要があることから、以下のとおり整理する。

#### (1)位置·河川等

本町は、東経 129 度 51 分、北緯 33 度 16 分で、佐賀県の西部に位置し、北は伊万里市、東は武雄市に接し、県境を挟んで、西は長崎県佐世保市、南は長崎県波佐見町と接し、東西 12.2km、南北 9.5km、総面積 65.85km²の町である。

東部は、県立自然公園の黒髪山をはじめ、青螺山、牧山、腰岳などが連立し、 西部は国見山を主峰とする国見連山が南北に連なっている。この両山系を源流と する有田川は、町の中央部を貫流し、伊万里湾に注いでいる。

地形は、沖積層、火山岩類、第三紀堆積岩類、石英粗面岩質からなっている。

#### (2) 地勢・地質

断層とは、ある面を境に両側の地層にずれ(くい違い)のみられる地質現象をいい、その中で、地質年代の第四紀(約 260 万年前から現在の間)に活動した証拠があり、将来も活動する可能性のあるものを活断層という。

我が国には 2,000 以上の活断層が存在するといわれており、政府の地震調査研究推進本部においては、調査研究を効率的に実施していくための基盤的な調査対象として、最大規模の地震を発生させる可能性のある陸域の断層を「主要活断層帯」に選定している。

県内に存在する断層では、「佐賀平野北縁断層帯」及び「日向峠ー小笠木峠断層帯」が「主要活断層帯」に選定されている。また、それ以外にも、県内及び周辺において、活動した場合に県内に被害をもたらす可能性のある断層も複数ある。

なお、陸域の大地震は主要活断層帯以外の活断層でも発生する可能性はあり、 また、これまで確認されていない未知の活断層が存在する可能性もある。

本町は、県西部ないし西南部の丘陵地帯に属し、第三紀層及び火山岩類からなっている。この地帯の北の部分の東松浦半島では、玄武岩が流出して上場台地を形成しており、中央は、第三紀層に覆われ、南の長崎県へと連なっている多良岳の一帯は、安山岩・玄武岩からなっている。

#### (3)河川

本町では、県が洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして 有田川を指定している。また、有田川水系として19の県河川が存在し、 降雨量の多い時期には洪水等が発生しやすい。

#### (4)活断層

県内には、国の地震調査研究推進本部において「主要活断層帯」として 評価対象となっている活断層(帯)として、有明海北岸地域の平野とその 北側の山地との境界に沿って分布する「佐賀平野北縁断層帯」、及び福岡県 境近くの「日向峠-小笠木峠断層帯」が選定されており、これらが活動し た場合の地震の規模がそれぞれマグニチュード7.5 程度及びマグニチュード7.2 程度と、大規模な地震が発生する可能性を指摘されている。

また、これら2つの活断層帯のほかにも、唐津市池原付近から北西の海域に延びる城山南断層、伊万里市西部を北西-南東に延びる楠久断層、鹿島市の南を北西-南東に延びる西葉断層など、活動すれば大きな被害が生じる可能性のある断層(帯)は、県内各地に存在している。

なお、地震による被害については、県内に存在する活断層(帯)だけではなく、福岡県や長崎県など周辺地域の活断層(帯)で発生する地震でも 大きな影響が及ぶ可能性があることに留意しておく必要がある。

#### (5) 気候

本町の気候は、内陸型気候区に属し、年平均気温 14~16℃であり、全般に 温和な気候といえる。

気候の概況は、東部に黒髪山系、西部に国見山系が連なっているため、比較的降雨量が多く、年間降水量 1,700~3,000mm である。洪水に影響のある季節は、6月から7月半ばまでの梅雨期と8月から 10 月にかけての台風の時期である。また近年では、秋雨前線の影響で、8月に大雨が続くことがある。

また、梅雨期に相当する6月から7月の降水量が年降水量の40パーセント近くを占めており、過去の重大な気象災害の多くは梅雨期の大雨によって発生している。

#### 2 過去の災害被害

国土強靭化の取組を進めるに当たっては、過去に実際に起きた災害を基 に、その態様や規模等を踏まえ、今後起きうる災害を想定しておくことも 重要である。

町における災害は、大雨による山崩れや河川の氾濫等の水害が最も多く、 その他農地や農業排水施設の崩壊等の水害で、暴風雨害、雪害、霜害等も みられる。

過去において低気圧と寒冷前線の通過により大雨をもたらし、死者 34 名、 負傷者 60 有余人を出した 1948 (昭和 23) 年 9 月 11 日の大水害、同じく低 気圧が原因で集中豪雨により被害が出た 1956 (昭和 31) 年 8 月の水害、台 風 12 号による 9 月 10 日の水害、1967 (昭和 42) 年 7 月の集中豪雨、翌 1968 (昭和 43) 年の町における 30 年来の大雪害、1976 (昭和 51) 年の大霜害 等が発生している。

中でも、1967(昭和 42)年7月9日の大水害は、2時間で174.5mmの集中豪雨により、有田川やその支流の白川川、広瀬川など小河川が短時間のうちに増水し、加えて町内全域にわたり農地や山林が崩壊し、土砂水の流出とともに河川が氾濫、家屋の埋没により12名の死者を出し、その被害総額は38億円以上にのぼった。

また、近年では、2019 (令和元) 年8月、2021 (令和3) 年8月の秋雨前線に伴う記録的な豪雨により、近隣の武雄市、大町町等で甚大な浸水被害が発生した。有田町でも、2019 (令和元) 年8月には2日間で476mm、2021 (令和3) 年8月には9日間で910mmの雨量を観測し、住家やビニールハウスの浸水被害、農道崩壊や地すべり等が発生した。

#### 3 計画において想定するリスク

本町の特性や過去の災害被害を踏まえ、いずれの災害についても、今後も 本町に甚大な被害をもたらす可能性があると考えられることから、本計画の 対象としては、大規模自然災害全般をリスクとして想定する。

また、これらの災害は、単独で発生するだけでなく、同時あるいは連続し、 複合災害として発生し、より甚大な被害をもたらす可能性があることを想定 しておく。

なお、本計画及び本町の国土強靭化に関する施策における自然災害の規模 等については、概ね以下のとおりの前提とする。

#### (1)豪雨·大雨(洪水)

ア)昭和42年の西日本全域にわたる記録的な豪雨災害、また令和元(2019) 年、令和3(2021)年のような記録的な豪雨災害は、今後も発生する。

#### (2)台風

台風常襲地帯としての立地的な条件から、暴風雨による影響を毎年受ける。

#### (3) 地すべり等

大惨状をきわめる地すべり、山崩れ等の災害は、同時多発的に発生する。

#### (4) 竜巻

これまでに国内で発生した最大規模の強さの竜巻は、本町でも発生する。

#### (5) 地震

本町は、海洋性の巨大地震の震源となるプレート境界面からは距離があるため、これにより直接的に大規模な地震被害が生じる可能性は、比較的高くない。

一方で、佐賀平野北縁断層帯をはじめ、国見断層や楠久断層を震源とする地震により、町内でも震度7又は震度6強の強い揺れを伴う地震が起きる可能性がある。

### Ⅲ 脆弱性評価

#### 1 脆弱性評価について

基本法は、国土強靱化に関する施策を策定及び実施するに当たって従うべき方針の一つとして「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価(脆弱性評価)を行うこと」を規定している(第9条第5号)。

また、基本法は、国の基本計画の策定に当たっては、「脆弱性評価を行い、 その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成」することを求めている (第17条第1号)。《参考》基本法より

(施策の策定及び実施の方針)

第9条 国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、 及び実施されるものとする。

〔第1号~第4号省略〕

5 国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模 自然災害等に対する脆弱性の評価(以下「脆弱性評価」という。)を行う こと。

[第6号~第7号省略]

(国土強靱化基本計画の案の作成)

- 第17条 本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにする ため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結 果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。
- 2 本部は、前項の指針を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 3 脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的 知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとする。
- 4 脆弱性評価は、国土強靱化基本計画の案に定めようとする国土強靱化 に関する施策の分野ごとに行うものとする。
- 5 脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに投入される人材 その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても行うものとする。

[第6項~第8項省略]

このため、本計画の策定に当たっては、次の手順に沿って脆弱性評価を実施する。

ア)「事前に備えるべき目標」を設定し、その目標ごとに「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定し、これに対する施策について

横断的に評価する。(基本法第17条第3号)

- イ) 国土強靱化に関する「施策分野」ごとに評価を行う。(基本法第 17 条 第4号)
- ウ)投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても評価を行う。(基本法第17条第5号)
- エ)「起きてはならない最悪の事態」を回避(リスクの一部低減を含む)するために、現在、町が行っている施策を抽出し、抽出した施策をまとめたものをプログラムとする。
- オ)「起きてはならない最悪の事態」を回避するための各プログラムを構成 する施策ごとに、現行の取組で十分かどうかの分析・評価を行い、施策 分野ごとに整理する。

#### 2 事前に備えるべき目標

国の基本計画及び県の地域計画との調和を図りつつ、5つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

⇒「事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧」(次頁) を参照

### 3 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

国の基本計画及び県の地域計画との調和を図りつつ、本町の地域特性や想定したリスク等を踏まえ、「事前に備えるべき目標」の達成を阻害する 22 の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定する。

⇒「事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧」(次頁)を 参照 事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧

ず的に加える	、こ日保及い起さく	はなりない取悪の争態一覧
基本目標	事前に備えるべき目標	リスクシナリオ
	1 大規模自然災害 が発生したときで も人命の保護が最 大限図られる	1-1 大地震に伴う建築物等の大規模倒壊や火災 による多数の死傷者の発生
		1-2 洪水に伴う広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生
		1-3 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-4 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生
		1-5 避難生活の疲労や衛生・環境の悪化に伴う疫病・感染症等による多数の災害関連死の発生
	2 大規模自然災害 発生直後から救 助・救急、医療活動 等が迅速に行われ る	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
I人命の保		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
護が最大 限図られ		2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動 の絶対的不足
ること Ⅱ町及び社		2-4 医療・福祉施設及び関係者の被災等による医療・福祉活動の絶対的不足
会の重要 な機能が	・ 発生のでは ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で	3-1 行政機関の職員·施設等の被災に伴う行政機能の大幅な低下や治安の悪化、重大事故が多発する事態
致命的な 障害を受 けず維持		3-2 情報通信の麻痺・長期停止、テレビ・ラジオ放送等の中断
されるこ と		4-1 サプライチェーンの寸断、重要な産業施設の 損壊や陸海空の交通ネットワーク、金融サー ビス等の機能停止による企業等の経済活動や
Ⅲ町民の財 産及び公		競争力に甚大な影響が生じる事態 4-2 長期にわたる電力やガス等のエネルギー供
単成的公 共施設に 係る被害		2 及期にわたる電力でカス等のエネルイ 保 給の停止 4-3 長期にわたる上水道や農業用水等の供給停
の最小化		止や汚水処理施設の機能停止 4-4 交通機関の被災や交通施設の損壊等による
IV迅速な復 旧復興		基幹交通及び地域交通ネットワークの分断 4-5 市街地での大規模火災の発生
		4-6 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		4-7 農地・森林等の荒廃や風評による被害の拡大
	5 大規模自然災害 発生後であって も、地域社会・経済 が迅速に再建・回 復できる条件を整 備する	5-1 災害廃棄物の処理や土地の境界確認作業の 停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		5-2 人材等の不足により復旧·復興が大幅に遅れる事態
		5-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		5-4 低平地において、大規模かつ長期にわたる浸水被害が発生し、後年度にわたり町土の脆弱
		性が高まるとともに、復旧・復興が大幅に遅れ る事態

#### 4 施策分野

国の基本計画及び県の地域計画との調和を図りつつ、次の5つの国土強靭 化に関する施策分野を設定する。

- 1. 行政機能・情報手段・組織
- 2. 生活・環境・文教
- 3. 保健医療·福祉
- 4. 経済・産業
- 5. 国土整備・交通

#### 5 評価結果

脆弱性評価の結果は、【別紙1】及び【別紙2】のとおり。

#### 【参考】脆弱性評価から推進方針の整理までの流れ

前提事項の設定

- 事前に備えるべき 目標
- 起きてはならない 最悪の事態(リス クシナリオ)
- 施策分野

「起きてはならない最悪の事態」を回避(リスクの一部低減を含む)するために行っている現状の施策等を分析・評価

脆弱性の評価結果に基づき、各々の事態及び施策分野において、今後必要となる施策を検討し、推進方針として整理

### IV 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を回避し、4つの基本目標を達成するため、今後必要となる施策を検討し、推進方針(施策の策定に係る基本的な指針)として、次のとおり整理する(併せて、リスクシナリオごとの推進方針についても【別紙3】のとおり整理する)。

なお、本計画で設定した 22 の「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生しても本町に対して多大な被害・損害を与えるものであること、また各最悪の事態を回避するためのプログラムを構成する個別の施策は、他のプログラムにも共通している場合が多いことなどから、本計画ではプログラム単位での施策の重点化や優先順位付けは行わず、各推進方針において必要に応じた重点化や優先順位付けの方針を示す。

#### 1 行政機能・情報手段・組織

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担による防災・減災対策の確立 を図る。【総務課】
- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を 充実させ、町民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。 【総務課】
- 住民自らの避難行動に結び付くよう、適切に水防情報や土砂災害情報を 提供する。 【総務課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保に取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る。 【総務課】
- 初動段階で上空からの情報収集により迅速に事態を把握するため、県が 設置する防災航空隊の運営を支援する。 【総務課】
- 防災行政無線の安定性・信頼性を向上させるため、通信機器の処理能力 や回線容量を増加させるとともに、主要回線が途絶した場合でも迂回して 通信を行うループ化や非常用電源等の整備を行うことにより、住民への迅 速かつ的確な情報の伝達・収集を確保する。 【総務課】

○ 災害時に電力の供給途絶が長期に及んでも各防災関係機関等において自 家発電装置により活動を継続できるよう、石油元売業者の団体との重要施 設の情報共有や、県内の石油の小売事業者の団体や中核給油所、小口配送 拠点等との協力により、燃料の優先供給を受けられる体制の整備を図る。

【総務課】

- 災害時に避難所等へのエネルギーの供給が途絶しても、避難住民の生活 に深刻な影響が及ばないよう、需要場所ごとに分散供給可能なエネルギー であるLPガスについて、LPガスの供給事業者の団体や中核充てん所等 との協力により、消費装置も含めた調達体制の整備を図る。 【総務課】
- 大規模災害の発生時において、迅速な応急対策活動を行いつつ、通常の 行政サービスについても住民が必要とする重要なものについては一定のレ ベルを確保できるよう、有田町災害発生時の職員初動マニュアルや有田町 業務継続計画(BCP)の不断の見直しや研修等を通じた職員への浸透を 図る。 【総務課】
- 広域の自治体間や民間団体との応援協定等により、必要な人員等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制の維持・整備を図る。

【総務課・関係各課】

- 大規模災害発生時における有田町災害発生時の職員初動マニュアルによる初動業務等の実施を担保するため、使うことができる人的資源(職員)や拠点施設(庁舎機能)のインフラ等への影響が極力抑制されるよう、本庁舎の災害耐性を高める対策を推進する。 【総務課】
- 災害時においても道路交通情報の迅速な収集と提供が行えるよう、各施 設の充実、耐災害性の向上、管理体制の整備を進める。 【建設課】
- 災害時に治安を維持していくため、平時から、町民総ぐるみによる自主 的な防犯活動の拡大や犯罪の防止に配慮した生活環境の整備など、犯罪の 防止に取り組む。 【総務課、関係各課】

#### 2 生活・環境・文教

- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校安全に関する教育を推進する。 【学校教育課】
- 学校施設や設備について、老朽化の度合いや将来の児童生徒数の推移を 踏まえた適正規模適正配置の検討を行いながら、計画的に建替えや改修を 進めるなど、安心して学習活動に集中できる教育環境の整備を促進する。

【学校教育課】

- 災害時に治安を維持していくため、平時から、町民総ぐるみによる自主 的な防犯活動の拡大や犯罪の防止に配慮した環境の整備など、犯罪の防止 に取り組む。 【総務課、関係各課】
- 災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行う処理体制を確保する。 【住民環境課】
- 有田の豊かな森・川の自然を守り未来に継承するため、森・川のつなが りを再認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進する。

【農林課、住民環境課】

○ 森・川に関する環境保全活動のすそ野を拡大し、特に源流たる山を大切 にする行動に結び付けるなどの持続的な活動へ発展させる。

【農林課、住民環境課】

○ 肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の 持つ多面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を 守り育てる活動への町民理解を促し、協働による災害に強い多様な森林(も り)づくりを推進する。 【農林課、住民環境課】

#### 3 保健医療・福祉

○ 避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者の 名簿の充実や名簿の適切な活用、個別計画の充実などを図る。

#### 【健康福祉課】

○ 要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用者を安全に避難させる行動に結び付くよう、適切に水防情報や土砂災害情報を提供する。

【総務課、健康福祉課】

○ 自力での避難が困難な方が多く入所する高齢者施設や障害者施設等において、利用者の安全・安心の確保のための耐震化や水害対策等の改修等を促進するとともに、災害時においても施設機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽等、災害対策のための整備を促進する。

【健康福祉課】

- 長期の避難生活を強いられる状況になった場合でも、できる限り避難生活の 
  活の 
  苛酷な状況を緩和できるよう、避難所での居住性や安全性の確保に努める。また、福祉避難所の充実を図る。 
  【子育て支援課、関係各課】
- 備蓄品の品目及び数量については、県と町とで役割分担を明確にする。 【総務課】
- 感染症発生時に迅速かつ的確に対応するため、日頃から感染症の発生状況等の把握に十分努めるとともに、疫学的視点を重視しつつ、関係者が適切に連携し対応できる体制を整備する。 【健康福祉課】
- 上水道施設等の耐震化計画に基づき、施設等の耐震化を推進する。【上 下水道課】

#### 4 経済・産業

- 備蓄品の品目及び数量については、県と町とで役割分担を明確にする。 【総務課】
- 民間事業者等との災害時における物資の調達に関する協定締結を推進 し、災害時における調達物資の品目及び調達先の多様化を図る。

【総務課、商工観光課】

○ 運輸事業者や関係団体等との災害時の応援協定等を促進し、災害時における備蓄物資や調達物資の輸送手段の確保に努める。

【総務課、商工観光課】

- 災害発生時における企業自身の「被害軽減」及び「早期の事業再開」と ともに、サプライチェーン維持のため、町内企業のBCP策定の支援に取 り組む。 【商工観光課】
- 県及び関係市町等と連携し、防災や外国人相談などの多文化共生分野の ボランティアの育成などを推進する。 【商工観光課】
- 自発の地域づくりを推進し地域コミュニティの維持を図る。【総務課】
- 自発的な地域づくりの取組に対して、課題の発見(意識共有)から事業 化(アイデア・ノウハウの習得、人的資源の確保、財政支援)まで、地域 の熟度に応じた支援を県と連携して行っていく。 【総務課・関係各課】
- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、農作物の高温障害対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を県と連携して推進する。

【農林課、住民環境課、関係各課】

- 森林所有者による間伐を促進するとともに、佐賀県森林環境税及び森林 環境譲与税などを財源とした公的森林整備を推進する。 【農林課】
- 町民と森林とのふれあいを一層進め、森林と川、海のつながりや森林・ 林業・山村への理解を深めるとともに、県や関係団体、CSOとの連携を 強化して協働による森林(もり)づくりや平坦地の緑づくりを推進する。

【農林課】

○ 有田の豊かな森・川の自然を守り未来に継承するため、森・川・海のつながりを再認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進する。

【住民環境課、農林課】

○ 森・川に関する環境保全活動のすそ野を拡大し、特に源流たる山を大切 にする行動に結び付けるなどの持続的な町民活動へ発展させる。

【農林課、住民環境課】

○ 肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の 持つ多面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を 守り育てる活動への町民理解を促し、協働による災害に強い多様な森林(もり)づくりを推進する。 【農林課、住民環境課】

#### 5 国土整備・交通

個別の事業については、【別紙4】のとおり。

- 町と県が連携しながら耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。 【建設課】
- 町と県が連携し、耐震化の必要性の一層の普及啓発を行うとともに、耐震化に必要な支援を併せて実施することにより、住宅の耐震化を促進する。 【建設課】
- 土砂災害リスクの高いエリアに立地する建物について、エリア外への移転を促進する。 【建設課】

- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、水災害に対 する治水対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。

【建設課、農林課、住民環境課、関係各課】

○ 住民自らの避難行動や、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用 者を安全に避難させる行動に結び付くよう、適切に水防情報や土砂災害情 報を提供する。

【総務課、健康福祉課、学校教育課、まちづくり課、子育て支援課】

○ 河川が氾濫した場合の地域への影響や近年に浸水被害があった河川など を中心に河川整備を進めていくとともに、河川の適正な維持管理を行う。

【建設課】

- 県や関係する集落などと協力して、危険なため池に対する整備を推進する。 【建設課】

- 関係機関との調整を十分に行い、ダム等の水資源開発による水源確保を 図る。 【上下水道課、農林課、建設課】
- 農業用水の配水施設の整備により用水の安定的供給を図る。 【農林課】
- 生活排水処理については、単独浄化槽や汲み取り便所から公共下水道又は合併浄化槽へ転換を推進することで、未普及対策を図る。また、流入汚水量に応じた下水道施設の増設を行い水質保全に努める 【上下水道課】
- 下水道等の施設については、適切な維持管理が図られるように、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な改築更新を行う。また、下水道施設(管路・処理場・ポンプ場)の耐震化・耐水化及び老朽化対策と併せて停電時対応対策を行い、耐災害性の強化を図る。 【上下水道課】
- 生活排水処理事業における良好な事業運営を継続するため、生活排水処

理の広域化計画を県とともに策定する。

【上下水道課】

- 森林所有者による間伐を促進するとともに、佐賀県森林環境税及び森林 環境譲与税などを財源とした公的森林整備を推進する。 【農林課】
- 効率的な森林整備を行うための林道等の路網整備を計画的に推進するとともに、重要施設の点検・診断等の結果を踏まえ、個別施設ごとの長寿命化計画を策定し計画的な維持管理に取り組む。また、荒廃した山地については、治山事業により復旧・整備を早期に進めるとともに、災害の未然防止対策を進める。 【建設課、農林課】
- 町民と森林とのふれあいを一層進め、森林と川、海のつながりや森林・ 林業・山村への理解を深めるとともに、県や関係団体、CSOとの連携を 強化して協働による森林(もり)づくりや平坦地の緑づくりを推進する。

【農林課】

- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靭化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施する。 【建設課】

- 町管理道路の防災対策については、災害時に人員や物資の輸送を担う道路について優先的に実施する。 【建設課】

- 道路の無電柱化(電線の地中化)に取り組む。【まちづくり課、建設課】
- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍図の電子化による航空写真との整備を行っており、今後は精度の向上を図るためデータの更新等を行う。【税務課】
- 広域の自治体間や民間団体との応援協定等により、必要な人材等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制の維持・整備を図る。

【総務課、関係各課】

○ 建築物応急危険度判定士、砂防ボランティア、防災エキスパート、被災 宅地危険度判定士の育成を図り、あらかじめ登録しておく。

【建設課、総務課】

- 災害発生時における迅速な避難ルートや支援物資等の輸送網を確保するため、災害対応や予防保全も視野に入れた安全対策に係る施設整備について、松浦鉄道施設整備計画(H26~R5)を確実に推進させるため、国・県とともに行政支援を行う。 【まちづくり課】
- 空き家の倒壊等による危害を防ぐため、「有田町空家等対策計画」に基づき、管理不十分な空き家等について、適切な管理の促進を図る。【総務課】

### V 計画の推進と不断の見直し

- 各施策分野間には、相互に密接な関連を有している施策も多くあるため、 施策の推進に当たっては適切な役割分担や調整を図り、施策の実効性・効 率性を高めるよう十分に配慮する。
- 計画期間中であっても、「第2次有田町総合計画」の基本計画に基づく実施計画と合わせ、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえた不断の見直しを行う。

### 【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

#### 1-1 大地震に伴う建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことからこれまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 町の発令する避難指示に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことからも、町民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にと どめるためには、町民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 学校施設や設備について、老朽化の度合いや将来の児童生徒数の推移を踏まえた適正規模適正配置の検討を行いながら、計画的に建替えや改修を進めるなど、安心して学習活動に集中できる教育環境の整備を進めることが必要である。
- 近年の災害においても、要介護高齢者や障害者など避難行動要支援者が亡くなる割合が多いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。
- 自力での避難が困難な方が多く入所する高齢者施設や障害者施設等において は、利用者の安全・安心の確保のための耐震化や水害対策等の改修等、また、災 害時においても施設機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽等、災害 対策のための整備や備えを進めることが必要である。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておくことが必要である。
- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、本町においても建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 町民にとって最も身近な住宅については、有田町は全国に比べ耐震化が遅れている。
- 町営住宅については、老朽化が進んでおり倒壊等の危険がある。さらに、浸水 や土砂災害が想定される場所に立地しているものもある。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 町管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在 するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 町が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に 基づき計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要 がある。
- 町が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・ 対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難 地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、引 き続き計画的な整備等が必要である。

- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断等により、避難や救急活動、物資輸送 に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予 想される。
- 町内での、宅地の液状化被害の危険性について、把握できていない。
- 老朽化が進んでいる空き家は倒壊等の危険性がある。周辺住民や隣接する道路 等への影響が懸念される空き家等が年々増加していくことも予想される。

#### 1-2 洪水に伴う広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 町の発令する避難指示に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことからも、町民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にと どめるためには、町民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 治水対策を進めていくために、行政のみならず、町民自身 が河川に関わり、森・川・海の自然のつながりや河川の大切さを再認識し、防災意識の向上につなげていくことが必要である。
- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 学校施設や設備について、老朽化の度合いや将来の児童生徒数の推移を踏まえた適正規模適正配置の検討を行いながら、計画的に建替えや改修を進めるなど、安心して学習活動に集中できる教育環境の整備を進めることが必要である。
- 近年の災害においても、要介護高齢者や障害者など避難行動要支援者が亡くなる割合が多いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を 安全に避難させるための取組を進めることが必要である。
- 特に浸水リスクの高いエリアに立地する高齢者施設等は施設単位で早期の避 難行動をとれるよう取り組みを進める必要がある。
- 自力での避難が困難な方が多く入所する高齢者施設や障害者施設等において は、利用者の安全・安心の確保のための耐震化や水害対策等の改修等、また、災 害時においても施設機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽等、災害 対策のための整備や備えを進めることが必要である。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておくことが必要である。
- 町営住宅については、老朽化が進んでおり倒壊等の危険がある。さらに、浸水 や土砂災害が想定される場所に立地しているものもある。
- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、 海面の上昇などが生じる可能性があり、災害などの様々な面で影響が現れること が予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今 後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計 画的に進めることが必要である。
- 近年、全国各地で集中豪雨による洪水被害が多発化・激甚化しており、町民の 生命財産を守るため、河川整備等によるハード対策と住民自らの避難行動につな げるためのソフト対策が一体となった治水対策を進めることが必要である。

- 河川整備にあたっては景観や自然環境の保全を考慮して進めることが必要である。
- 町民が安心した暮らしを実感できるよう、「緊急性」「必要性」「効果」の観点 から総合的に判断し、河川整備行うことが必要である。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある河川管理施設については、施設の 延命化と機能確保が必要である。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリス クが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶため早急な整備が必要であ る。
- 整備を必要とするため池は数が多く、整備には相当の期間を要する。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 町管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在 するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 町が管理する橋梁については、長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的 な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 町が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・ 対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難 地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、引 き続き計画的な整備等が必要である。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断等により、避難や救急活動、物資輸送 に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予 想される。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森・川においては、荒廃森林の 増加や洪水被害の多発化・激甚化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として町民に広げ、町民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。

#### 1-3 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 町の発令する避難指示に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことからも、町民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にと どめるためには、町民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 学校施設や設備について、老朽化の度合いや将来の児童生徒数の推移を踏まえた適正規模適正配置の検討を行いながら、計画的に建替えや改修を進めるなど、安心して学習活動に集中できる教育環境の整備を進めることが必要である。
- 近年の災害においても、要介護高齢者や障害者など避難行動要支援者が亡くな

る割合が多いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。

- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を 安全に避難させるための取組を進めることが必要である。
- 特に土砂災害の高いエリアに立地する高齢者施設等は施設単位で早期の避難 行動をとれるよう取り組みを進める必要がある。
- 自力での避難が困難な方が多く入所する高齢者施設や障害者施設等において は、利用者の安全・安心の確保のための耐震化や水害対策等の改修等、また、災 害時においても施設機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽等、災害 対策のための整備や備えを進めることが必要である。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておくことが必要である。
- 土砂災害リスクの高いエリアに立地する建物がある。
- 町営住宅については、老朽化が進んでおり倒壊等の危険がある。さらに、浸水や土砂災害が想定される場所に立地しているものもある。
- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、 海面の上昇などが生じる可能性があり、災害などの様々な面で影響が現れること が予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今 後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計 画的に進めることが必要である。
- 近年、全国各地で集中豪雨等による土砂災害が多発化・激甚化しており、町民の生命財産を守るため、土砂災害防止施設整備によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった土砂災害防止対策を進めることが必要である。
- 土砂災害防止施設の整備にあたっては、「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、整備を行うことが必要である。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある土砂災害防止施設については、延 命化と機能確保が必要である。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 町管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在 するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 町が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に 基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必 要がある。
- 町が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・ 対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、引き続き計画的な整備等が必要である。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断により、避難や救急活動、物資輸送に 支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想 される。
- 近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、町内でも山地災害が多発していることから、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林(もり)づくりが必要である。
- 木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により森林管理が行き届いていない森林が見られることから、森林所有者、林業事業体、CSO

等の森林ボランティア団体及び町・県がそれぞれの役割に応じた協働による森林 (もり)・緑づくりが必要である。

- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森・川においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として町民に広げ、町民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。
- 老朽化が進んでいる空き家は倒壊等の危険性がある。特に土砂災害区域等に存在する空き家等については、自然災害等により倒壊した場合は周辺住戸や道路への影響も予想される。

#### 1-4 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災 対策に取り組む必要がある。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 学校施設や設備について、老朽化の度合いや将来の児童生徒数の推移を踏まえた適正規模適正配置の検討を行いながら、計画的に建替えや改修を進めるなど、 安心して学習活動に集中できる教育環境の整備を進めることが必要である。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を 安全に避難させるための取組を進めることが必要である。
- あらゆる分野でグローバル化が進んでおり、多文化共生の重要性が増している中、外国人住民とともに地域活動の活性化等を図っていくことが重要であり、多文化共生の地域づくりや人材育成を推進していく必要がある。
- 整備を必要とするため池は数が多く、整備には相当の期間を要する。

# 1-5 避難生活の疲労や衛生・環境の悪化に伴う疫病・感染症等よる多数の災害関連死の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。
- 災害関連死を防ぐためには、避難生活の負担緩和等の対策の更なる充実・強化 が必要である。
- グローバル化した現代社会において、人・物の交流、移動の増大により、様々な感染症が町内に侵入し、まん延する可能性があるため、町民の健康を守る"健康危機管理"の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められており、普段から事前対応型の対策を推進する必要がある。
- 感染症は、適切な防疫措置を講じなければ感染が拡大していく可能性があり、 特に麻しん、風しん、結核等の集団感染が懸念される感染症の発生に備えて、適 宜、専門家等の助言を受け、総合的な対策の推進を図る必要がある。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

#### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておくことが必要である。
- 災害時における町民生活を確保するため、外部支援の時期も想定し、平常時から食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を進める必要がある。
- 物資の備蓄は、飲料水や食料品等、消費期限のあるものも多いことから、管理 に適切な配慮が求められるとともに、購入や保管のコストが必要になる。
- 大規模災害時には、備蓄物資や調達物資の輸送手段の確保が困難になることが想定 されることから、備蓄物資や調達物資の輸送手段を確保しておく必要がある。
- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、本町においても建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 災害時における高齢者施設や障害者施設等の機能を維持するため、非常用自家 発電設備や貯水槽等、災害対策のための整備を進めることが必要である。
- 災害時における高齢者施設等入所者の生活を確保するため、平時から食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を施設において進める必要がある。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防 災対策に取り組む必要がある。
- 町管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在 するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 町が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に 基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必 要がある。
- 町が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・ 対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 災害拠点病院である伊万里有田共立病院へのアクセスの強化などを図る必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難 地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、引 き続き計画的な整備等が必要である。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断により、避難や救急活動、物資輸送に 支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想 される。

#### 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 近年、全国各地で集中豪雨等による土砂災害が多発化・激甚化しており、町民の生命財産を守るため、土砂災害防止施設整備によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった土砂災害防止対策を進めることが必要である。
- 土砂災害防止施設の整備にあたっては、「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、整備を行うことが必要である。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある土砂災害防止施設については、延 命化と機能確保が必要である。

- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 町管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在 するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 町が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に 基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必 要がある。
- 町が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・ 対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 災害拠点病院である伊万里有田共立病院へのアクセスの強化などを図る必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難 地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、引 き続き計画的な整備等が必要である。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断により、避難や救急活動、物資輸送に 支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想 される。

#### 2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。
- 災害対応に当たっては、初動段階での状況把握が何より重要であり、町が自らの判断で情報収集を行うことができる災害時に対応できるドローンを数機保有しておくことが必要である。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、本町においても建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 町管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在 するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 町が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に 基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必 要がある。
- 町が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・ 対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 災害拠点病院である伊万里有田共立病院へのアクセスの強化などを図る必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難 地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、引

き続き計画的な整備等が必要である。

○ 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断等により、救急活動に支障が生じると ともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。

#### 2-4 医療・福祉施設及び関係者の被災等による医療・福祉活動の絶対的不足

- 自力での避難が困難な方が多く入所する高齢者施設や障害者施設等において は、利用者の安全・安心の確保のための耐震化や水害対策等の改修等、また、災 害時においても施設機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽等、災害 対策のための整備や備えを進めることが必要である。
- 医療や福祉施設等の関係者が被災等により勤務できない場合に向け、県と連携 しながら医療・福祉職の援護要請をすばやく行い、医療・福祉活動の継続性を担 保する必要がある。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておくことが必要である。
- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、本町においても建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 町管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在 するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 町が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に 基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必 要がある。
- 町が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・ 対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 災害拠点病院である伊万里有田共立病院へのアクセスの強化などを図る必要がある。
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信・放送機能は確保する

## 3-1 行政機関の職員·施設等の被災に伴う行政機能の大幅な低下や治安の悪化、重大事故が多発する事態

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 大規模災害が発生した際、町は、災害対応の主体として重要な役割を担うことになると同時に、継続する必要性の高い多くの業務を抱えている一方、災害時には使うことができる資源(人、物、情報等)が大幅に制約を受けることが想定されることから、大規模災害時でも一定レベルの業務を的確に行えるよう、業務継続性を確保しておくことが必要である。
- 大規模災害発生時における「災害時緊急対応業務実施マニュアル」(有田町版

災害時BCP)による初動業務等の実施を担保するため、使うことができる人的 資源(職員)や拠点施設(庁舎機能)のインフラ等への影響が極力抑制されるよ う、平時からの取組が必要である。

- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 災害時に治安を維持していくためには、平時から、町民一人ひとりの自主防犯 意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加等や防犯 カメラの設置等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安 心に暮らせるまちづくりを行う必要がある。
- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震 が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断 層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことか ら、本町においても建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。

#### 3-2 情報通信の麻痺・長期停止、テレビ・ラジオ放送等の中断

- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断等により、避難や救急活動、物資輸送 に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予 想される。
- 4 大規模自然災害発生後であっても、町民生活や経済活動(サプライチェーンを含む)を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない

# 4-1 サプライチェーンの寸断、重要な産業施設の損壊や陸海空の交通ネットワーク、金融サービス等の機能停止による企業等の経済活動や競争力に甚大な影響が生じる事態

- 企業BCPの策定は、災害発生時における企業自身の「被害軽減」及び「早期 の事業再開」に加え、サプライチェーン維持の観点からも重要性が高いものであ り、町内企業に対するBCP策定を促進する必要がある。
- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、本町においても建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 町管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在 するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 町が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に 基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必 要がある。
- 町が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・ 対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。

#### 4-2 長期にわたる電力やガス等のエネルギー供給の停止

- 災害時に電力の供給途絶が長期に及べば、防災関係機関等の応急対策に支障が 生じることから、各施設が自家発電装置により業務を継続できるよう、燃料の優 先供給を確保する体制を整備する必要がある。
- 災害時に避難所等へのエネルギーの供給が途絶すれば、避難住民の生活に深刻 な影響が及ぶことから、需要場所ごとに分散供給可能なエネルギーとして、LP ガス及びその消費装置の調達体制を整備しておく必要がある。
- 災害時にエネルギーの供給途絶が長期に及べば、町民生活や企業等の経済活動 に多大な影響が生じる。
- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、本町においても建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 町管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在 するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 町が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に 基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必 要がある。
- 町が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・ 対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断等により、避難や救急活動、物資輸送 に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予 想される。
- 町内での、宅地の液状化被害の危険性について、把握できていない。

## 4-3 長期にわたる上水道や農業・工業用水等の供給停止や汚水処理施設の機能停止

- 確保された水資源を安定して確実に上水や農業用水などに利用するため、施設 の整備や計画的な機能維持を図っていく必要がある。
- 生活排水処理については、さらに整備を推進していくとともに、今後は人口が減少し、老朽化施設が増大していく中、町の実情に応じて下水道や浄化槽の維持管理などが適正に継続できるよう経営基盤を強化することが必要である。
- 町内での、宅地の液状化被害の危険性について、把握できていない。

# 4-4 交通機関の被災や交通施設の損壊等による基幹交通及び地域交通ネットワークの分断

- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、本町においても建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたることから、継続して防災対策に取り組む必要がある。

- 町管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在 するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 町が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に 基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必 要がある。
- 町が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・ 対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 災害拠点病院である伊万里有田共立病院へのアクセスの強化などを図る必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難 地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、引 き続き計画的な整備等が必要である。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断により、避難や救急活動、物資輸送に 支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想 される。
- 災害発生時における迅速な避難ルートや支援物資等の輸送網を確保するため、 災害対応や予防保全も視野に入れた安全対策に係る施設整備について、松浦鉄道 施設整備計画(H26~R5)を確実に推進させるため、国・県とともに行政支援 を行う。

#### 4-5 市街地での大規模火災の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 町の発令する避難指示に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことからも、町民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にと どめるためには、町民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難 地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、引 き続き計画的な整備等が必要である。

#### 4-6 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある河川管理施設については、延命化 と機能確保が必要である。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地に被害が及ぶため早急な整備が必要である。

#### 4-7 農地・森林等の荒廃や風評による被害の拡大

○ 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、 海面の上昇などが生じる可能性があり、災害、食料などの様々な面で影響が現れ ることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応 策を計画的に進めることが必要である。

- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリス クが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶため早急な整備が必要である。
- 近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、町内でも山地災害が発生していることから、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林(もり)づくりが必要である。
- 木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により森林管理が行き届いていない森林が見られることから、森林所有者、林業事業体、CSO等の森林ボランティア団体及び町・県がそれぞれの役割に応じた協働による森林(もり)・緑づくりが必要である。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森・川においては、荒廃森林の 増加や洪水被害の多発化・激甚化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として町民に広げ、町民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた県協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。
- 5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復で きる条件を整備する

# 5-1 災害廃棄物の処理や土地の境界確認作業の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 近年、相次いで大規模災害が発生しており、一般廃棄物である災害廃棄物が大量に発生する恐れがある。
- 大規模な地震発生時には、通常の廃棄物処理に加え、大量の倒壊家屋の残骸(がれき)等の災害廃棄物の大量発生が想定されるため、廃棄物の発生を抑制する必要がある。
- 被災後、災害復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査等により土地境界 を明確にしておくことが重要であることから、地籍図の電子化による航空写真と の整備を行っており、今後は精度の向上を図るためデータの更新等を行う。

#### 5-2 人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ 大規模災害の発生時には、多数の被災箇所の発生が予想され、災害対策や応急 復旧業務等を担う人材等が不足し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそ れがあることから、必要な人材等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める 体制を整備する必要がある。

#### 5-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を確立が必要である。
- 災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。
- 災害時に治安を維持していくためには、平時から、町民一人ひとりの自主防犯 意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加等や防犯 カメラの設置等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安 心に暮らせるまちづくりを行う必要がある。

- ○「共助」の基盤となる地域コミュニティの維持が必要である。
- 地域における自発的かつ主体的な取組は、これまでも行われてきたところであるが、今後更に自発の地域づくりを強力に推進するうえでは、地域の実情・実態に沿った支援を行っていく必要がある。
- 離島や過疎地域等の特定条件不利地域では、行政サービスの格差を是正する必要がある。
- 人口減少社会を迎え、本町の人口は全国平均を上回るペースで減少しており、 このままでは地域の活力低下が懸念される。

# 5-4 広大な低平地において、大規模かつ長期にわたる浸水被害が発生し、後年度にわたり県土の脆弱性が高まるとともに、復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、 海面の上昇などが生じる可能性があり、災害などの様々な面で影響が現れること が予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今 後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計 画的に進めることが必要である。
- 近年、全国各地で集中豪雨による洪水被害が多発化・激甚化しており、町民の 生命財産を守るため、河川整備等によるハード対策と住民自らの避難行動につな げるためのソフト対策が一体となった治水対策を進めることが必要である。
- 河川整備にあたっては、景観や自然環境の保全を考慮して進めることが必要である。
- 町民が安心した暮らしを実感できるよう、「緊急性」「必要性」「効果」の観点 から総合的に判断し、河川整備を行うことが必要である。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある河川管理施設については、延命化 と機能確保が必要である。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶため早急な整備が必要である。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森・川においては、荒廃森林の 増加や洪水被害の多発化・激甚化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として町民に広げ、町民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。

### 【別紙2】施策分野ごとの脆弱性の評価結果

#### A) 行政機能·情報手段·組織

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 町の発令する避難指示に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことからも、町民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、町民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 治水対策を進めていくために、行政のみならず、町民自身 が河川に関わり、森・川・海の自然のつながりや河川の大切さを再認識し、防災意識の向上につなげていくことが必要である。
- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。
- 災害対応に当たっては、初動段階での状況把握が何より重要であり、町が自ら の判断で情報収集を行うことができる災害時に対応できるドローンを数機保有 しておくことが必要である。
- 大規模災害が発生した際、町は、災害対応の主体として重要な役割を担うことになると同時に、継続する必要性の高い多くの業務を抱えている一方、災害時には使うことができる資源(人、物、情報等)が大幅に制約を受けることが想定されることから、大規模災害時でも一定レベルの業務を的確に行えるよう、業務継続性を確保しておくことが必要である。
- 大規模災害発生時における「災害時緊急対応業務実施マニュアル」(有田町版 災害時BCP)による初動業務等の実施を担保するため、使うことができる人的 資源(職員)や拠点施設(庁舎機能)のインフラ等への影響が極力抑制されるよ う、平時からの取組が必要である。
- 災害時に電力の供給途絶が長期に及べば、防災関係機関等の応急対策に支障が 生じることから、各施設が自家発電装置により活動が継続できるよう、燃料の優 先供給を確保する体制を整備する必要がある。
- 災害時に避難所等へのエネルギーの供給が途絶すれば、避難住民の生活に深刻な影響が及ぶことから、需要場所ごとに分散供給可能なエネルギーとして、LP ガス及びその消費装置の調達体制を整備しておく必要がある。
- 大規模災害の発生時には、多数の被災箇所の発生が予想され、行政機関で災害対策に従事する職員等が不足し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、必要な人員等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制を整備する必要がある。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 災害時に治安を維持していくためには、平時から、町民一人ひとりの自主防犯 意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加等や防犯 カメラの設置等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安 心に暮らせるまちづくりを行う必要がある。

#### B)生活・環境・文教

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 町の発令する避難指示に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことからも、町民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にと どめるためには、町民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 学校施設や設備について、老朽化の度合いや将来の児童生徒数の推移を踏まえた適正規模適正配置の検討を行いながら、計画的に建替えや改修を進めるなど、安心して学習活動に集中できる教育環境の整備を進めることが必要である。
- 災害時に治安を維持していくためには、平時から、町民一人ひとりの自主防犯 意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加等や防犯 カメラの設置等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安 心に暮らせるまちづくりを行う必要がある。
- 近年、相次いで大規模災害が発生しており、一般廃棄物である災害廃棄物が大量に発生する恐れがある。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森においては、荒廃森林の増加 や洪水被害の多発化・激甚化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として町民に広げ、町民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。

#### C) 保健医療·福祉

- 近年の災害においても、要介護高齢者や障害者など避難行動要支援者が亡くなる割合が多いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を 安全に避難させるための取組を進めることが必要である。
- 災害関連死を防ぐためには、避難生活の負担緩和等の対策の更なる充実・強化 が必要である。
- 災害時における町民生活を確保するため、外部支援の時期も想定し、平常時から食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を進める必要がある。
- 自力での避難が困難な方が多く入所する高齢者施設や障害者施設等において は、利用者の安全・安心の確保のための耐震化や水害対策等の改修等、また、災 害時においても施設機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽等、災害 対策のための整備や備えを進めることが必要である。
- 医療や福祉施設等の関係者が被災等により勤務できない場合に向け、県と連携 しながら医療・福祉職の援護要請をすばやく行い、医療・福祉活動の継続性を担 保する必要がある。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておくことが必要である。
- グローバル化した現代社会において、人・物の交流、移動の増大により、様々な感染症が町内に侵入し、まん延する可能性があるため、町民の健康を守る"健康危機管理"の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められており、普段から事

前対応型の対策を推進する必要がある。

- 感染症は、適切な防疫措置を講じなければ感染が拡大していく可能性があり、 特に麻しん、風しん、結核等の集団感染が懸念される感染症の発生に備えて、適 宜、専門家等の助言を受け、総合的な対策の推進を図る必要がある。
- 確保された水資源を安定して確実に上水に利用するため、施設の整備や計画的 な機能維持を図っていく必要がある。

#### D)経済・産業

- 災害時における町民生活を確保するため、外部支援の時期も想定し、平常時から食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を進める必要がある。
- 物資の備蓄は、飲料水や食料品等、消費期限のあるものも多いことから、管理 に適切な配慮が求められるとともに、購入や保管のコストが必要になる。
- 大規模災害時には、備蓄物資や調達物資の輸送手段の確保が困難になることが 想定されることから、輸送手段を確保しておく必要がある。
- 企業BCPの策定は、災害発生時における企業自身の「被害軽減」及び「早期の事業再開」に加え、サプライチェーン維持の観点からも重要性が高いものであり、町内企業に対するBCP策定を促進する必要がある。
- 災害時にエネルギーの供給途絶が長期に及べば、町民生活や企業等の経済活動 に多大な影響が生じる。
- あらゆる分野でグローバル化が進んでおり、多文化共生の重要性が増している中、外国人住民とともに地域活動の活性化等を図っていくことが重要となっており、多文化共生の地域づくりや人材育成を推進していく必要がある。
- 「共助」の基盤となる地域コミュニティの維持が必要である。
- 地域における自発的かつ主体的な取組は、これまでも行われてきたところであるが、今後更に自発の地域づくりを強力に推進するうえでは、地域の実情・実態に沿った支援を県と連携して行っていく必要がある。
- 人口減少社会を迎え、本町の人口は全国平均を上回るペースで減少しており、 このままでは地域の活力低下が懸念される。
- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、 海面の上昇などが生じる可能性があり、災害、食料などの様々な面で影響が現れ ることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応 策を計画的に進めることが必要である。
- 近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、町内でも山地災害が多発していることから、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林(もり)づくりが必要である。
- 木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により森林の管理が行き届いていない森林が見られることから、森林所有者、林業事業体、CSO等の森林ボランティア団体及び市町・県がそれぞれの役割に応じた協働による森林(もり)・緑づくりが必要である。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森・川においては、荒廃森林の 増加や洪水被害の多発化・激甚化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として町民に広げ、町民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。

#### E)国土整備·交通

- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震 が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断 層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことか ら、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 町民に最も身近な住宅については、有田町は全国に比べ耐震化が遅れている。
- 土砂災害リスクの高いエリアに立地する建物がある。
- 町営住宅については、老朽化が進んでおり倒壊等の危険がある。さらに、浸水や土砂災害が想定される場所に立地しているものもある。
- 大規模な地震発生時には、通常の廃棄物処理に加え、大量の倒壊家屋の残骸(がれき)等の災害廃棄物の大量発生が想定されため、廃棄物の発生を抑制する必要がある。
- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、 海面の上昇などが生じる可能性があり、災害などの様々な面で影響が現れること が予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今 後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計 画的に進めることが必要である。
- 近年、全国各地で集中豪雨による洪水被害が多発化・激甚化しており、町民の 生命財産を守るため、河川整備等によるハード対策と住民自らの避難行動につな げるためのソフト対策が一体となった治水対策を進めることが必要である。
- 河川整備にあたっては、景観や自然環境の保全を考慮して進めることが必要である。
- 町民が安心した暮らしを実感できるよう、「緊急性」「必要性」「効果」の観点 から総合的に判断し、河川整備を行うことが必要である。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある河川管理施設については、延命化 と機能確保が必要である。
- 治水対策を進めていくために、行政のみならず、町民自身が河川に関わり、森・川・海の自然のつながりや河川の大切さを再認識し、防災意識の向上につなげていくことが必要である。
- 近年、全国各地で集中豪雨等による土砂災害が多発化・激甚化しており、町民の生命財産を守るため、土砂災害防止施設整備によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった土砂災害防止対策を進めることが必要である。
- 土砂災害防止施設の整備にあたっては、「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、整備を行うことが必要である。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある土砂災害防止施設については、延 命化と機能確保が必要である。
- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を 安全に避難させるための取組を進めることが必要である。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリス クが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶため早急な整備が必要である。
- 整備を必要とするため池は数が多く、整備には相当の期間を要する。
- 確保された水資源を安定して確実に農業用水などに利用するため、施設の整備 や計画的な機能維持を図っていく必要がある。
- 生活排水処理については、さらに整備を推進していくとともに、今後は人口が減少し、老朽化施設が増大していく中、市町の実情に応じて下水道や浄化槽の維持管理などが適正に継続できるよう経営基盤を強化することが必要である。

- 近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、町内でも山地災害が発生していることから、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林(もり)づくりが必要である。
- 木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により森林管理が行き届いていない森林が見られることから、森林所有者、林業事業体、CSO等の森林ボランティア団体及び市町・県がそれぞれの役割に応じた協働による森林(もり)・緑づくりが必要である。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 町管理道路施設における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数 存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 町が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に 基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必 要がある。
- 町が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・ 対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難 地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、引 き続き計画的な整備等が必要である。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断により、避難や救急活動、物資輸送に 支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想 される。
- 町内での、宅地の液状化被害の危険性について、把握できていない。
- 被災後、災害復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査等により土地境界 を明確にしておくことが重要であることから、地籍図の電子化による航空写真と の整備を行っており、今後は精度の向上を図るためデータの更新等を行う。
- 大規模災害発生時には、多数の被災箇所の発生が予想され災害対策や応急復旧業務等を担う人材等が不足し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、必要な人材等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制を整備する必要がある。
- 空き家の倒壊等による危害を防ぐため、「有田町空家等対策計画」に基づき、 管理不十分な空き家等については、所有者等に対して適切な管理を促していく必要がある。

### 【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

#### 1-1 大地震に伴う建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図る。 【総務課】
- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、 防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、町 民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。 【総務課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保に取り組むとと もに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る。 【総務課】
- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校安全に関する教育を推進する。 【学校教育課】
- 学校施設や設備について、老朽化の度合いや将来の児童生徒数の推移を踏まえた適正規模適正配置の検討を行いながら、計画的に建替えや改修を進めるなど、安心して学習活動に集中できる教育環境の整備を促進する。 【学校教育課】
- 避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者の名簿の 充実や名簿の適切な活用、個別計画の充実などを図る。

【健康福祉課】

○ 自力での避難が困難な方が多く入所する高齢者施設や障害者施設等において、 利用者の安全・安心の確保のための耐震化や水害対策等の改修等を促進するとと もに、災害時においても施設機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽 等、災害対策のための整備や備えを促進する。

【健康福祉課】

○ 災害時医療従事者の養成・研修等を実施し、災害時の対応力を高める。

【健康福祉課】

- 県と連携しながら、耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築 物」「沿道建築物」の耐震化を推進する。 【建設課】
- 住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、建築物の耐震改修を進める。 【建設課】
- 県と連携し、耐震化の必要性の一層の普及啓発を行うとともに、耐震化に必要な支援を併せて実施することにより、住宅の耐震化を促進する。

【建設課】

- 老朽化の著しい町営住宅については、必要に応じて用途廃止や建替えを促進する。 【建設課】

- 町管理道路の防災対策については、災害時に人員や物資の輸送を担う道路について優先的に実施する。 【建設課】
- 町が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁 修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管

理体制へと移行する。

【建設課】

- 交通量の多い路線や埋設物が多い路線の路面下空洞調査を優先的に実施する とともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。

【建設課】

- 道路の無電柱化(電線の地中化)に取り組む。 【まちづくり課、建設課】
- 大規模地震時における宅地被害を防ぐため、宅地の液状化被害の危険性について調査を行うとともに、宅地の耐震化を推進する。 【建設課】
- 空き家の倒壊等による危害を防ぐため、「有田町空家等対策計画」に基づき、 管理不十分な空き家等については所有者等に対して適切な管理を促していく。

【総務課】

#### 1-2 洪水や高潮、津波に伴う広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生

- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、 防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、町 民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。 【総務課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保に取り組むとと もに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る。 【総務課】
- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校安全に関する教育を推進する。 【学校教育課】
- 学校施設や設備について、老朽化の度合いや将来の児童生徒数の推移を踏まえた適正規模適正配置の検討を行いながら、計画的に建替えや改修を進めるなど、安心して学習活動に集中できる教育環境の整備を促進する。 【学校教育課】
- 避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者の名簿の 充実や名簿の適切な活用、個別計画の充実などを図る。

【健康福祉課】

- 特に浸水リスクの高いエリアに立地する高齢者施設等は施設単位で早期の避 難行動をとれるよう取り組みを進める。 【健康福祉課】
- 自力での避難が困難な方が多く入所する高齢者施設や障害者施設等において、 利用者の安全・安心の確保のための耐震化や水害対策等の改修等を促進するとと もに、災害時においても施設機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽 等、災害対策のための整備や備えを促進する。

【健康福祉課】

○ 災害時医療従事者の養成・研修等を実施し、災害時の対応力を高める。

【健康福祉課】

- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、水災害に対する治 水対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。

【建設課、農林課、住民環境課、関係各課】

○ 住民自らの避難行動や、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用者を 安全に避難させる行動に結び付くよう、適切に水防情報を提供する。

【総務課、建設課】

○ 河川が氾濫した場合の地域への影響や近年に浸水被害があった河川などを中心に河川整備を進めていくとともに、河川の適正な維持管理を行う。

【建設課】

○ 河川管理施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。

【建設課】

- 県や関係する集落などと協力して、危険なため池に対する整備を推進する。

【建設課】

- 防災重点ため池についてはハザードマップを活用し、県と連携・協力して危険 の周知や避難行動につながる取組を進めていく。 【建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を 重点的に取り組む。 【建設課、学校教育課】
- 町管理道路の防災対策については、災害時に人員や物資の輸送を担う道路について優先的に実施する。 【建設課】
- 町が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁 修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管 理体制へと移行する。 【建設課】
- 交通量の多い路線や埋設物が多い路線などの路面下空洞調査を優先的に実施 するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。

【建設課】

- 道路の無電柱化(電線の地中化)に取り組む。 【まちづくり課、建設課】
- 有田の豊かな森・川の自然を守り未来に継承するため、森・川・海のつながり を再認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進する。

【住民環境課、農林課】

○ 森・川に関する環境保全活動のすそ野を拡大し、特に源流たる山を大切にする 行動に結び付けるなどの持続的な町民活動へ発展させる。

【農林課、住民環境課】

○ 肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への町民理解を促し、協働による災害に強い多様な森林(もり)づくりを推進する。 【農林課、住民環境課】

#### 1-3 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

○ 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図る。 【総務課】

- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、 防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、町 民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。 【総務課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保に取り組むとと もに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る。 【総務課】
- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校安全に関する教育を推進する。【学校教育課】
- 学校施設や設備について、老朽化の度合いや将来の児童生徒数の推移を踏まえた適正規模適正配置の検討を行いながら、計画的に建替えや改修を進めるなど、安心して学習活動に集中できる教育環境の整備を促進する。 【学校教育課】
- 避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者の名簿の 充実や名簿の適切な活用、個別計画の充実などを図る。

【健康福祉課】

- 〇 特に土砂災害の高いエリアに立地する高齢者施設等は施設単位で早期の避難 行動をとれるよう取り組みを進める。 【健康福祉課】
- 自力での避難が困難な方が多く入所する高齢者施設や障害者施設等において、 利用者の安全・安心の確保のための耐震化や水害対策等の改修等を促進するとと もに、災害時においても施設機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽 等、災害対策のための整備や備えを促進する。

【健康福祉課】

○ 災害時医療従事者の養成・研修等を実施し、災害時の対応力を高める。

【健康福祉課】

- 老朽化の著しい町営住宅については、計画に基づき、必要に応じて用途廃止や 建替えを促進する。 【建設課】
- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、水災害に対する治 水対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。

【住民環境課、関係各課】

- 「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、土砂災害防止 施設の整備を進めていくとともに、整備した施設の適正な維持管理を行う。
  - 【建設課】
- 土砂災害防止施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命 化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。
  - 【建設課】
- 住民自らの避難行動や、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用者を安全に避難させる行動に結び付くよう、適切に土砂災害情報を提供する。

【総務課、建設課】

- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を 重点的に取り組む。 【建設課、学校教育課】
- 町管理道路の防災対策については、災害時に人員や物資の輸送を担う道路について、優先的に実施する。 【建設課】
- 町が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁 修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管 理体制へと移行する。 【建設課】

- 交通量の多い路線や埋設物が多い路線の路面下空洞調査を優先的に実施する とともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。

【建設課】

- 道路の無電柱化(電線の地中化)に取り組む。 【まちづくり課、建設課】
- 森林所有者による間伐を促進するとともに、佐賀県森林環境税及び森林環境譲 与税などを財源とした公的森林整備を推進する。 【農林課】
- 効率的な森林整備を行うための林道等の路網整備を計画的に推進するとともに、重要施設の点検・診断等の結果を踏まえ、個別施設ごとの長寿命化計画を策定し計画的な維持管理に取り組む。また、荒廃した山地については、治山事業により復旧・整備を早期に進めるとともに、災害の未然防止対策を進める。

【建設課、農林課】

○ 町民と森林とのふれあいを一層進め、森林と川、海のつながりや森林・林業・山村への理解を深めるとともに、県や関係団体、CSO との連携を強化して協働による森林(もり)づくりや平坦地の緑づくりを推進する。

【農林課】

○ 有田の豊かな森・川の自然を守り未来に継承するため、森・川・海のつながり を再認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進する。

【住民環境課、農林課】

○ 森・川に関する環境保全活動のすそ野を拡大し、特に源流たる山を大切にする 行動に結び付けるなどの持続的な町民活動へ発展させる。

【農林課、住民環境課】

- 肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への町民理解を促し、協働による災害に強い多様な森林(もり)づくりを推進する。 【農林課、住民環境課】
- 空き家の倒壊等による危害を防ぐため、「有田町空家等対策計画」に基づき、 管理不十分な空き家等については所有者等に対して適切な管理を促していく。

【総務課】

○ 利用可能な空き家等を活用するため、空き物件インフォメーションや空き家改修補助金等の制度の活用を進める。 【まちづくり課】

#### 1-4 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

- 防災行政無線の安定性・信頼性を向上させるため、通信機器の処理能力や回線容量を増加させるとともに、主要回線が途絶した場合でも迂回して通信を行うループ化や非常用電源等の整備を行うことにより、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の伝達・収集を確保する。 【総務課】
- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校安全に関する教育を推進する。 【学校教育課】
- 学校施設や設備について、老朽化の度合いや将来の児童生徒数の推移を踏まえた適正規模適正配置の検討を行いながら、計画的に建替えや改修を進めるなど、安心して学習活動に集中できる教育環境の整備を促進する。 【学校教育課】
- 県及び関係市町等と連携し、防災や外国人相談などの多文化共生分野のボラン ティアの育成などを推進する。 【商工観光課】

- 住民自らの避難行動や、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用者を安全に避難させる行動に結び付くよう、適切に水防情報や土砂災害情報を提供する。 【総務課】
- 防災重点ため池についてはハザードマップの作成を進めており、県と連携・協力して危険の周知や避難行動につながる取組を進めていく。【建設課、総務課】

# 1-5 避難生活の疲労や衛生・環境の悪化に伴う疫病・感染症等よる多数の災害関連死の発生

- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、 防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、町 民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。 【総務課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保に取り組むとと もに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る。 【総務課】
- 長期の避難生活を強いられる状況になった場合でも、できる限り避難生活の苛酷な状況を緩和できるよう、避難所での居住性や安全性の確保に努めるの取組を支援する。また、福祉避難所の充実を図る。 【子育て支援課、関係各課】
- 感染症発生時に迅速かつ的確に対応するため、日頃から感染症の発生状況等の 把握に十分努めるとともに、疫学的視点を重視しつつ、関係者が適切に連携し対 応できる体制を整備する。 【健康福祉課】
- 結核、麻しん風しん等の特に集団感染が懸念される感染症の発生の予防及びまん延防止のため、情報の収集・分析、相談対応、人材の育成確保及び資質の向上など必要な対策の推進を図る。 【健康福祉課】
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

#### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 災害時における高齢者施設や障害者施設等の機能を維持するため、非常用自家 発電設備や貯水槽等、災害対策のための整備を促進する。 【健康福祉課】
- 災害時における高齢者施設等入所者の生活を確保するため、平時から食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を施設において進める必要がある。 【健康福祉課】
- 災害時緊急医薬品等を計画的に備蓄し、国、県、関係団体と協力して緊急時の 円滑な医薬品等の供給を図る。【健康福祉課】
- 備蓄品の品目及び数量については、県と市町とで役割分担を明確にする。 【総務課、健康福祉課、子育て支援課】
- 民間事業者等との災害時における物資の調達に関する協定締結を推進し、災害時における調達物資の品目及び調達先の多様化を図る。

【総務課、商工観光課】

- 運輸事業者や関係団体等との災害時の応援協定等を促進し、災害時における備蓄物資や調達物資の輸送手段の確保に努める。 【総務課、商工観光課】
- 県と連携しながら、耐震診断が義務化された「大規模建築物」「沿道建築物」 の耐震化を促進する。 【建設課】

- 住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、建築物の耐震改修を進める。 【建設課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靭化のために緊 急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。 【建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を 重点的に取り組む。 【建設課、学校教育課】
- 町道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性 の向上に取り組む。 【建設課】
- 町管理道路の防災対策について、災害時に人員や物資の輸送を担う道路につい て、優先的に実施する。 【建設課】
- 町が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁 修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管 理体制へと移行する。 【建設課】
- 町が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続 的な老朽化対策に取り組む。 【建設課、総務課】
- 交通量の多い路線や埋設物が多い路線などの路面下空洞調査を優先的に実施 するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。 【建設課】
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設については、引き続き計画的な 整備等に取り組む。 【建設課】
- 道路の無電柱化(電線の地中化)に取り組む。 【まちづくり課、建設課】
- 災害発生時における迅速な避難ルートや支援物資等の輸送網を確保するため、 災害対応や予防保全も視野に入れた安全対策に係る施設整備について、松浦鉄道 施設整備計画(H26~R5)を確実に推進させるため、国・県とともに行政支援 【まちづくり課】 を行う。

#### 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、土砂災害防止 施設の整備を進めていくとともに、整備した施設の適正な維持管理を行う。 【建設課】
- 土砂災害防止施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命 化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。
  - 【建設課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靭化のために緊 急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。 【建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を 重点的に取り組む。 【建設課、学校教育課】
- 町道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性 の向上に取り組む。 【建設課】
- 町管理道路の防災対策については、災害時に人員や物資の輸送を担う道路につ いて、優先的に実施する。
- 町が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁 修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管 理体制へと移行する。 【建設課】
- 町が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続 的な老朽化対策に取り組む。 【建設課、総務課】
- 交通量の多い路線や埋設物が多い路線などの路面下空洞調査を優先的に実施 するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。

【建設課】

○ 災害発生時における迅速な避難ルートや支援物資等の輸送網を確保するため、 災害対応や予防保全も視野に入れた安全対策に係る施設整備について、松浦鉄道 施設整備計画(H26~R5)を確実に推進させるため、国・県とともに行政支援 を行う。 【まちづくり課】

#### 2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、 防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、町 民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。 【総務課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保に取り組むとと もに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る。 【総務課】
- 防災行政無線の安定性・信頼性を向上させるため、通信機器の処理能力や回線容量を増加させるとともに、主要回線が途絶した場合でも迂回して通信を行うループ化や非常用電源等の整備を行うことにより、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の伝達・収集を確保する。 【総務課】
- 災害時医療従事者の養成・研修等を実施し、災害時の対応力を高める。

【健康福祉課】

- 住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、建築物の耐震改修を進める。 【建設課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靭化のために緊 急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。 【建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を 重点的に取り組む。 【建設課、学校教育課】
- 町管理道路の防災対策については、災害時に人員や物資の輸送を担う道路について、優先的に実施する。 【建設課】
- 町が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁 修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管 理体制へと移行する。 【建設課】
- 交通量の多い路線や埋設物が多い路線の路面下空洞調査を優先的に実施する とともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。

【建設課】

- 道路の無電柱化(電線の地中化)に取り組む。 【まちづくり課、建設課】

#### 2-4 医療・福祉施設及び関係者の被災等による医療・福祉活動の絶対的不足

- 自力での避難が困難な方が多く入所する高齢者施設や障害者施設等において、 利用者の安全・安心の確保のための耐震化や水害対策等の改修等を促進するとと もに、災害時においても施設機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽 等、災害対策のための整備や備えを促進する。 【健康福祉課】
- 医療や福祉施設等の関係者が被災等により勤務できない場合に向け、県と連携 しながら医療・福祉職の援護要請をすばやく行い、医療・福祉活動の継続性を担 保する必要がある。 【健康福祉課】
- 災害時医療従事者の養成・研修等を実施し、災害時の対応力を高める。

【健康福祉課】

- 災害時緊急医薬品等を備蓄し、国、県、関係団体と協力して緊急時の円滑な医薬品等の供給を図る。 【健康福祉課】
- 県と連携しながら、耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築 物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。 【建設課】
- 住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、建築物の耐震改修を進める。 【建設課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靭化のために緊 急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。 【建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を 重点的に取り組む。 【建設課、学校教育課】
- 町管理道路の防災対策については、災害時に人員や物資の輸送を担う道路について、優先的に実施する。 【建設課】
- 町が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁 修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管 理体制へと移行する。 【建設課】
- 交通量の多い路線や埋設物が多い路線などの路面下空洞調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。【建設課】
- 災害発生時における迅速な避難ルートや支援物資等の輸送網を確保するため、 災害対応や予防保全も視野に入れた安全対策に係る施設整備について、松浦鉄道 施設整備計画(H26~R5)を確実に推進させるため、国・県とともに行政支援 を行う。【まちづくり課】
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信・放送機能は確保する

# 3-1 行政機関の職員·施設等の被災に伴う行政機能の大幅な低下や治安の悪化、重大事故が多発する事態

○ 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図る。 【総務課】

- 大規模災害の発生時において、迅速な応急対策活動を行いつつ、通常の行政サービスについても住民が必要とする重要なものについては一定のレベルを確保できるよう、「有田町版災害時BCP」(災害時緊急対応業務実施マニュアル)の不断の見直しや研修等を通じた職員への浸透を図る。 【総務課】
- 大規模災害発生時における「有田町版災害時BCP」による初動業務等の実施を担保するため、使うことができる人的資源(職員)や拠点施設(庁舎機能)のインフラ等への影響が極力抑制されるよう、役場業務の災害耐性を高める対策を推進する。 【総務課】
- 災害時に治安を維持していくため、平時から、町民総ぐるみによる自主的な防 災活動の拡大や犯罪の防止に配慮した生活環境の整備など、犯罪の防止に取り組 む。【総務課、関係各課】
- 県と連携しながら、耐震診断が義務化された「防災拠点建築物」の耐震化を促進する。 【建設課】
- 住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、建築物の耐震改修を進める。 【建設課】

### 3-2 情報通信の麻痺・長期停止、テレビ・ラジオ放送等の中断

- 防災行政無線の安定性・信頼性を向上させるため、通信機器の処理能力や回線容量を増加させるとともに、主要回線が途絶した場合でも迂回して通信を行うループ化や非常用電源等の整備を行うことにより、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の伝達・収集を確保する。 【総務課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靭化のために緊 急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。 【建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を 重点的に取り組む。 【建設課、学校教育課】
- 道路の無電柱化(電線の地中化)に取り組む。 【まちづくり課、建設課】
- 4 大規模自然災害発生後であっても、町民生活や経済活動(サプライチェーンを含む)を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない

# 4-1 サプライチェーンの寸断、重要な産業施設の損壊や陸海空の交通ネットワーク、金融サービス等の機能停止による企業等の経済活動や競争力に甚大な影響が生じる事態

- 災害発生時における企業自身の「被害軽減」及び「早期の事業再開」とともに、 サプライチェーン維持のため、町内企業のBCP策定の支援に取り組む。

【商工観光課】

- 県と連携しながら、耐震診断が義務化された「大規模建築物」「沿道建築物」 の耐震化を促進する。 【建設課】
- 住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、建築物の耐震改修を進める。 【建設課】

- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を 重点的に取り組む。 【建設課、学校教育課】
- 町管理道路の防災対策については、災害時に人員や物資の輸送を担うについて、優先的に実施する。 【建設課】
- 町が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁 修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管 理体制へと移行する。 【建設課】
- 交通量の多い路線や埋設物が多い路線などの路面下空洞調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。 【建設課】

#### 4-2 長期にわたる電力やガス等のエネルギー供給の停止

- 災害時に電力の供給途絶が長期に及んでも、各防災関係機関や各施設等において自家発電装置により業務を継続できるよう、石油元売業者の団体との重要施設の情報共有や、県内の石油の小売事業者の団体や中核給油所・小口配送拠点等との協力により、燃料の優先供給を受けられる体制の整備を図る。 【総務課】
- 災害時に避難所等へのエネルギーの供給が途絶しても、避難住民の生活に深刻 な影響が及ばないよう、需要場所ごとに分散供給可能なエネルギーであるLPガ スについて、LPガスの供給事業者の団体や中核充てん所等との協力により、消費装置も含めた調達体制の整備を図る。 【総務課】
- 住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、建築物の耐震改修を進める。 【建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を 重点的に取り組む。 【建設課、学校教育課】
- 町管理道路の防災対策については、災害時に人員や物資の輸送を担う道路について、優先的に実施する。 【建設課】
- 町が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁 修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管 理体制へと移行する。 【建設課】
- 交通量の多い路線や埋設物が多い路線などの路面下空洞調査を優先的に実施 するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。

【建設課】

- 道路の無電柱化(電線の地中化)に取り組む。 【まちづくり課、建設課】
- 大規模地震時における宅地被害を防ぐため、県と連携しながら、宅地の液状化被害の危険性について調査を行うとともに、宅地の耐震化を推進する。

【建設課】

#### 4-3 長期にわたる上水道や農業、工業用水等の供給停止や汚水処理施設の機能停止

○ 上水道施設等の耐震化計画に基づき、施設等の耐震化を推進する。

【上下水道課】

○ 渇水時には、渇水対策会議を開催し、関係者と水利用調整を図る。

【上下水道課】

- 関係機関との調整を十分に行い、ダム等の水資源開発による水源確保を図る。 【上下水道課】
- 農業用水の配水施設の整備により、用水の安定的供給を図る。

【農林課、建設課】

- 生活排水処理については、単独浄化槽や汲み取り便所から公共下水道又は合併 浄化槽へ転換を推進することで、未普及対策を図る。また、流入汚水量に応じた 下水道施設の増設を行い、水質保全に努める。 【上下水道課】
- 下水道等の施設については、適切な維持管理が図られるように、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な改築更新を行う。また、下水道施設(管路・処理場・ポンプ場)の耐震化・耐水化及び老朽化対策と併せて、停電時応急対策を行い、耐災害性の強化を図る。【上下水道課】
- 生活排水処理事業における良好な事業運営を継続するため、生活排水処理の広域化計画を県とともに策定する。 【上下水道課】
- 大規模地震時における宅地被害を防ぐため、県と連携しながら、宅地の液状化 被害の危険性について調査を行うとともに、宅地の耐震化を推進する。

【建設課】

# 4-4 交通機関の被災や交通施設の損壊等による基幹交通及び地域交通ネットワークの分断

- 住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、建築物の耐震改修を進める。 【建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を 重点的に取り組む。 【建設課、学校教育課】
- 町管理道路の防災対策については、災害時に人員や物資の輸送を担う道路について、優先的に実施する。 【建設課】
- 町が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁 修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管 理体制へと移行する。 【建設課】

- 交通量の多い路線や埋設物が多い路線などの路面下空洞調査を優先的に実施 するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。

【建設課】

- 道路の無電柱化(電線の地中化)に取り組む。 【まちづくり課、建設課】
- 災害発生時における迅速な避難ルートや支援物資等の輸送網を確保するため、 災害対応や予防保全も視野に入れた安全対策に係る施設整備について、松浦鉄道 施設整備計画(H26~R5)を確実に推進させるため、国・県とともに行政支援 を行う。 【まちづくり課】

#### 4-5 市街地での大規模火災の発生

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図る。 【総務課】
- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、 防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、町 民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。 【総務課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保に取り組むとと もに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る。 【総務課】
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設について、引き続き計画的な整備等に取り組む。 【建設課】

#### 4-6 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

○ 河川管理施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。

【建設課】

○ 県や関係する集落などと協力して、危険なため池に対する整備を推進する。

【建設課】

#### 4-7 農地・森林等の荒廃や風評による被害の拡大

- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、水災害に対する治水対策、農作物の高温障害対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。 【住民環境課、関係各課】
- 県や関係する集落などと協力して、危険なため池に対する整備を推進する。

【建設課】

- 森林所有者による間伐を促進するとともに、佐賀県森林環境税及び森林環境譲 与税などを財源とした公的森林整備を推進する。 【農林課】
- 効率的な森林整備を行うための林道等の路網整備を計画的に推進するとともに、重要施設の点検・診断等の結果を踏まえ、個別施設ごとの長寿命化計画を策定し計画的な維持管理に取り組む。また、荒廃した山地については、治山事業により復旧・整備を早期に進めるとともに、災害の未然防止対策を進める。

【建設課、農林課】

- 町民と森林とのふれあいを一層進め、森林と川、海のつながりや森林・林業・ 山村への理解を深めるとともに、県や関係団体、CSOとの連携を強化して協働 による森林(もり)づくりや平坦地の緑づくりを推進する。 【農林課】
- 有田の豊かな森・川の自然を守り未来に継承するため、森・川・海のつながり を再認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進する。

【住民環境課、農林課】

○ 森・川に関する環境保全活動のすそ野を拡大し、特に源流たる山を大切にする 行動に結び付けるなどの持続的な町民活動へ発展させる。

【農林課、住民環境課】

- 肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への町民理解を促し、協働による災害に強い多様な森林(もり)づくりを推進する。 【農林課、住民環境課】
- 5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復で きる条件を整備する

# 5-1 災害廃棄物の処理や土地の境界確認作業の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ 災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行う処理体制を確保する。

【住民環境課】

- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍図の電子化による航空写真との整備を行っており、 今後は精度の向上を図るためデータの更新等を行う。 【税務課】

#### 5-2 人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ 広域の自治体間や民間団体との応援協定等により、必要な人材等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制の維持・整備を図る。

【総務課、関係各課】

○ 建築物応急危険度判定士、砂防ボランティア、防災エキスパート、被災宅地危 険度判定士の育成を図り、あらかじめ登録しておく。

【建設課、総務課】

#### 5-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保に取り組むとと もに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る。 【総務課】
- 災害時に治安を維持していくため、平時から、町民総ぐるみによる自主的な防犯活動の拡大や犯罪の防止に配慮した生活環境の整備など、犯罪の防止に取り組む。【総務課、関係各課】
- 自発の地域づくりを推進し地域コミュニティの維持を図る。

【総務課】

- 自発的な地域づくりの取組に対して、課題の発見(意識共有)から事業化(アイデア・ノウハウの習得、人的資源の確保、財政支援)まで、地域の熟度に応じた支援を県と連携して行っていく。 【総務課】

# 5-4 広大な低平地において、大規模かつ長期にわたる浸水被害が発生し、後年度にわたり県土の脆弱性が高まるとともに、復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、水災害に対する治 水対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。

【住民環境課、関係各課】

○ 河川が氾濫した場合の地域への影響や近年に浸水被害があった河川などを中心に河川整備を進めていくとともに、河川の適正な維持管理を行う。

【建設課】

○ 河川管理施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。

【建設課】

○ 有田の豊かな森・川の自然を守り未来に継承するため、森・川・海のつながり を再認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進する。

【住民環境課、農林課】

○ 肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への町民理解を促し、協働による災害に強い多様な森林(もり)づくりを推進する。 【農林課、住民環境課】

### 【別紙4】施策分野「国土整備・交通」における個別事業一覧

### 施策分野「国土整備・交通」に係る個別施策番号等一覧

施策	lika frifire . I La	対応する
番号	施策内容	リスクシナリオ
1	町と県が連携しながら耐震診断が義務化された「大規模建築 物」「防災拠点建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。	1-1, 2-1, 2-3, 2-4, 3-1, 4-1, 4-4
2	住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、建築物の耐震 改修を進める。	1-1, 2-1, 2-3, 2-4, 3-1, 4-1, 4-2, 4-4
3	町と県が連携し、耐震化の必要性の一層の普及啓発を行うとともに、耐震化に必要な支援を併せて実施することにより、住宅の耐震化を促進する。	1-1
4	土砂災害リスクの高いエリアに立地する建物について、エリア 外への移転を促進する。	1-3
5	老朽化の著しい町営住宅については、町営住宅長寿命化計画に 基づき、必要に応じて用途廃止や建替えを促進する。	1-1, 1-2, 1-3
6	建築物の耐震化促進により、大規模な地震発生時でも倒壊する 建築物を減らし、災害廃棄物の発生の抑制にもつなげる。	5-1
7	温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、水 災害に対する治水対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推 進する。	1-2, 1-3, 4-7, 5-4
8	住民自らの避難行動や、要配慮者利用施設等の所有者又は管理 者が利用者を安全に避難させる行動に結び付くよう、適切に水 防情報や土砂災害情報を提供する。	1-2, 1-3, 1-4
9	河川が氾濫した場合の地域への影響や近年に浸水被害があった河川などを中心に河川整備を進めていくとともに、河川の適正な維持管理を行う。	1-2, 5-4
10	河川管理施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と 機能確保を図っていく。	1-2, 4-6, 5-4
11	町民の河川に関わる機会の創出などにより、町民の防災意識や 災害対応力の向上に取り組む。	1-2
12	「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、土砂災害防止施設の整備を進めていくとともに、整備した施設の適正な維持管理を行う。	1-3, 2-2
13	土砂災害防止施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。	1-3, 2-2
14	県や関係する集落などと協力して、危険なため池に対する整備 を推進する。	1-2, 4-6, 4-7, 5-4
15	防災重点ため池についてはハザードマップを活用し、県と連携・協力して危険の周知や避難行動につながる取組を進めていく。	1-2, 1-4

【別紙4】施策分野「国土整備・交通」における個別事業一覧

施策		対応する
番号	施策内容	リスクシナリオ
16	渇水時には、渇水対策会議を開催し、関係者との水利用調整等 を十分に図る。	4-3
17	関係機関との調整を十分に行い、ダム等の水資源開発による水 源確保を図る。	4-3
18	農業用水の配水施設の整備により用水の安定的供給を図る。	4-3
19	生活排水処理については、単独浄化槽や汲み取り便所から公共 下水道又は合併浄化槽へ転換を推進することで、未普及対策を 図る。また、流入汚水量に応じた下水道施設の増設を行い、水 質保全に努める。	4-3
20	下水道等の施設については、適切な維持管理が図られるように、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な改築更新を行う。また、下水道施設(管路・処理場・ポンプ場)の耐震化・耐水化及び老朽化対策と併せて、停電時応急対策を行い、耐災害性の強化を図る。	4-3
21	生活排水処理事業における良好な事業運営を継続するため、生 活排水処理の広域化計画を県とともに策定する。	4-3
22	森林所有者による間伐を促進するとともに、佐賀県森林環境税 及び森林環境譲与税などを財源とした公的森林整備を推進す る。	1-3, 4-7
23	効率的な森林整備を行うための林道等の路網整備を計画的に推 進するとともに、重要施設の点検・診断等の結果を踏まえ、個 別施設ごとの長寿命化計画を策定し計画的な維持管理に取り組 む。また、荒廃した山地については、治山事業により復旧・整 備を早期に進めるとともに、災害の未然防止対策を進める。	1-3, 4-7
24	町民と森林とのふれあいを一層進め、森林と川、海のつながり や森林・林業・山村への理解を深めるとともに、県や関係団 体、CSOとの連携を強化して協働による森林(もり)づくり や平坦地の緑づくりを推進する。	1-3, 4-7
25	重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強 靭化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施す る。	1-1, 1-2, 1-3, 2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 3-1, 4-1, 4-2, 4-4
26	通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策 箇所の整備を重点的に取り組む。	1-1, 1-2, 1-3, 2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 3-1, 4-1, 4-2, 4-4
27	町道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路 の機能や安全性の向上に取り組む。	1-1, 1-2, 1-3, 2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 3-1, 4-1, 4-2, 4-4
28	町管理道路の防災対策については、災害時に人員や物資の輸送 を担う道路について優先的に実施する。	1-1, 1-2, 1-3, 2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 4-1, 4-2, 4-4

施策番号	施策内容	対応する リスクシナリオ
29	町が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を 完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。	1-1, 1-2, 1-3, 2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 4-1, 4-2, 4-4
30	町が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に 反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。	1-1, 1-2, 1-3, 2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 4-1, 4-2, 4-4
31	交通量の多い路線や埋設物が多い路線などの路面下空洞調査を 優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事 故の未然防止に取り組む。	1-1, 1-2, 1-3, 2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 4-1, 4-2, 4-4
32	市街地等における公園緑地や道路等の都市施設について、引き 続き計画的な整備等に取り組む。	1-1, 1-2, 1-3, 2-1, 2-3, 4-4, 4-5
33	道路の無電柱化(電線の地中化)に取り組む。	1-1, 1-2, 1-3, 2-1, 2-3, 3-2, 4-2, 4-4
34	大規模地震時における宅地被害を防ぐため、県と連携しなが ら、宅地の液状化被害の危険性について調査を行うとともに、 宅地の耐震化を推進する。	1-1, 4-2
35	土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化 や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍図の電子化による 航空写真との整備を行っており、今後は精度の向上を図るため データの更新等を行う。	5-1
36	広域の自治体間や民間団体との応援協定等により、必要な人材等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制の維持・ 整備を図る。	5-1
37	建築物応急危険度判定士、砂防ボランティア、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士の育成を図り、あらかじめ登録しておく。	5-1
38	災害発生時における迅速な避難ルートや支援物資等の輸送網を確保するため、災害対応や予防保全も視野に入れた安全対策に係る施設整備について、松浦鉄道施設整備計画(H26~R5)を確実に推進させるため、国・県とともに行政支援を行う。	2-1, 2-2, 2-4, 4-4
39	空き家の倒壊等による危害を防ぐため、「有田町空家等対策計画」に基づき、管理不十分な空き家等については所有者等に対して適切な管理を促していく。	1-1, 1-3

## 1 道路事業

項	事業	DQ (白. 力	T [7] A	± ** 101		主施策
番	主体	路線名	工区名	事業概要	<del></del>	番号
1	国	(国) 202 号	下山谷歩道整備	交通安全	1 箇所	26
2	県	(県)伊万里有田線	山谷牧	バイパス	1.7 km	25
3	県	(県) 大木有田線	黒牟田	交通安全	0.25 km	26
4	県	(県) 川棚有田線	大野・桑古場	交通安全	1.2 km	33
5	町	(町) 大平線	有田	法面・盛土対策	1 km	27
6	町	(町) 宮ノ元伯父山線	黒牟田	法面・盛土対策	1 km	27
7	町	(町) 南原原宿線	本町	改築	0.3 km	32
8	町	(町) 橋梁	町内一円	老朽化対策		29
9	町	(町) 赤坂1号線ほか7路線	有田	法面・盛土対策		27
10	町	(町) 本村楠木原線	楠木原	交通安全	0.1 km	27

## 2 街路・区画整理・都市再生事業

項	事業	92 49 夕	T [7]	事業概要		主施策
番	路線名 番   主体		工区名	事未恢安 		番号
1	県	(県)大木有田線		無電柱対策 1 km		33

## 3 河川、ダム事業

項	事業	河川等名	工区名	事業概要		主施策
番	主体	, , , , , ,				番号
1	県	有田川	大野地区	河川改修	0.4 km	9
2	県	有田川	戸矢地区	河川改修	0.2 km	9
3	県	有田ダム		堰堤改良	1 施設	10

## ■ 4 砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策事業、宅地耐震化事業

項	事業	   河川等名	工区名	事業概要		主施策
番	主体	/5 /11 (刊)   (T)   (T				番号
1	県	自川川	中開川第一	砂防施設	1 基	12
2	県	広瀬川	広瀬川	砂防施設	1 基	13
3	町		北ノ川内地区 新定 K-402 II-036	急傾斜地崩壊防止事業	1 箇所	12
4	町		中樽地区 有-11	宅地耐震化事業	1 箇所	34

### 【別紙4】施策分野「国土整備・交通」における個別事業一覧

## 5 住宅整備事業

項	事業	古 类 <i>点</i>	古光廷叫	主施策
番	主体	事業名	事業種別	番号
1	町	公営住宅等整備事業	公営住宅整備等	3
2	町	公営住宅等ストック総合改善事業	公営住宅整備等	3
3	町	住宅市街地総合整備事業	住宅整備等	2
4	町	街なみ環境整備事業	街なみ整備等	2
5	町	市街地再開発事業	市街地再開発	2
6	町	優良建築物等整備事業	優良建築物整備等	2
7	町	住宅・建築物安全ストック形成事業	建築物耐震改修・危険住宅移転等	1
8	町	狭あい道路整備等促進事業	道路情報整備・道路拡張整備等	2
9	町	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業	建築物耐震改修等	1
10	個人	地域住宅計画に基づく事業(住宅地区改良事業等)	不良住宅の除却等(補助)	39

## 6 農業農村整備事業

項	事業	古光 /2		<b>丰光和亚</b>	主施策
番	主体	事業名	地区名	事業概要	番号
1	県	基幹水利施設ストックマネジメント事業	国見∥期	パイプライン更新	18
2	県	基幹水利施設ストックマネジメント事業	国見Ⅲ期	余水吐工	18
3	県	ため池等整備事業	新堤	堤体工、洪水吐工、取水施設工	14
4	県	ため池等整備事業	上内野新堤	堤体工、洪水吐工、取水施設工	14
5	県	調査計画事業	町内一円	地すべり対策施設長寿命化計画策定	15
6	県	調査計画事業	町内一円	ため池浸水想定区域図作成	15
7	県	地すべり対策事業	上内野川良	杭内工、水抜工、排水路工	12
8	町	基盤整備促進 (小規模整備型)	平古場	用排水路 L=490m	18
9	町	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	有田Ⅲ	頭首工一式	18
10	町	ため池等整備事業	石切他	堤体開削	14
11	町	調査計画事業	新堤	ため池実施計画策定	15
12	町	調査計画事業	町内一円	ため池劣化状況、地震耐性、豪雨耐性、評価	15
13	町	農業水路等長寿命化・防災減災事業	町内一円	ため池看板設置	15
14	町	農業水路等長寿命化・防災減災事業	町内一円	監視カメラ設置	15

## 7 林道整備事業

項	事業	路線名	種別	=	事業概要	利用区域面積	主施策
番	主体	- Nov - CI	圧がり	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		打加匹物曲板	番号
1	県	勝負~上內野	林道専用道	開設	600 m	13 ha	23
2	町	勝負~岳	林道専用道	開設	300 m	55 ha	23
3	町	大木牧~竜門	林道専用道	開設	300 m	32 ha	23
4	町	自土山	林道専用道	開設	500 m	10 ha	23
5	町	山谷牧~南谷	林道専用道	開設	300 m	30 ha	23
6	町	山門~部子	林道専用道	開設	300 m	30 ha	23
7	町	南野	林道専用道	開設	600 m	10 ha	23
8	町	竹ノ上~栗原	林道専用道	開設	400 m	10 ha	23
9	町	下ノ原~上舞原	林道専用道	開設	700 m	20 ha	23
10	町	岩越~八幡元	森林管理道	改良	200 m	282 ha	23
11	町	原明	森林管理道	舗装	1,500 m	35 ha	23
12	町	桑々田	森林管理道	舗装	1,500 m	67 ha	23
13	町	泉山	森林管理道	舗装	900 m	81 ha	23
14	町	百間窯	森林管理道	舗装	350 m	35 ha	23
15	町	開田	森林管理道	舗装	1,305 m	71 ha	23
16	町	開田~北ノ川内	森林管理道	舗装	900 m	18 ha	23
17	町	腰岳~青螺山	森林管理道	補修	1 箇所	731 ha	23

## 8 治山事業

項	事業	************************************	地区数	主施策
番	地域森林計画名		地区数	番号
1	県	佐賀西部	13 地区	23

## 9 生活排水処理事業

項	事業	排水区等名	施設種別	別事業概要		主施策
番	主体	排水区守石 	加 汉 悝 別			番号
1	町	公共下水道 有田加珊区	処理場、ポンプ場、管渠	改築(施設・管路)、停電時応急	3 箇所	20
1	1 町 公共下水道 有田処理区	処理場、ホノノ場、官朱	対策	J 固加	20	
2	町	公共下水道 有田処理区	処理場、ポンプ場、管渠	水質保全(新設・増設)、停電	3 箇所	19 • 20
	щ			時応急対策		19 20
3	町	浄化槽		市町型	370 基	19